

## あきる野市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく東京都条例等の規定による事故が発生した場合、介護保険事業者等（以下「事業者」という。）からあきる野市（以下「市」という。）へ速やかに報告が行われ、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的に、その報告の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「東京都条例等」とは、次のとおりとする。

- (1) 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第111号）
- (2) あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第2号）
- (3) あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第1号）
- (4) 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第41号）
- (5) 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年条例第42号）
- (6) 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第98号）
- (7) 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第39号）
- (8) 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第114号）
- (9) 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年条例第51号）
- (10) あきる野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第3号）
- (11) あきる野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第9号）
- (12) あきる野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年通達35号）
- (13) あきる野市訪問型サービスAの事業の実施に伴う人員、設備及び運営の基準に関する要綱（平成28年通達37号）
- (14) あきる野市における指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に宿泊サービスを提供する場合の人員、設備及び運営に関する指針（令和元年11月15日決定）

(事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、前条各号の規定による介護サービス、指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス等（以下「介護サービス等」という。）の提供に伴い発生した事故とし、次の各号に該当するものとする。

（1）原因等が次のいずれかに該当する場合

- ア 身体不自由又は認知症等に起因するもの
- イ 施設の整備等に起因するもの
- ウ 感染症、食中毒又は疥癬の発生
- エ 地震等の自然災害、火災又は交通事故
- オ 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合
- カ 原因を特定できない場合

（2）次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合

- ア 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合
- イ 利用者が経済的損失を受けた場合
- ウ 利用者が加害者となった場合
- エ その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

2 次の各号いずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとすることができる。

（1）比較的軽易なけがの場合

（2）老衰等により死亡した場合

3 前2項にかかわらず、市から報告を求められた場合は、報告を要するものとする。

（報告事項）

第4条 報告事項は、次のとおりとする。

（1）報告日

（2）報告事業所名、所在地等

（3）利用者の氏名、住所、年齢、性別及び要介護度等

（4）事故発生時の状況

- ア 発生日時
- イ 発生場所
- ウ 事故の概要（原因、経緯、被害状況等）
- エ 事故時の対応状況

（5）事故後の状況

- ア 利用者の状況（事故対応後）
- イ 再発防止への取組
- ウ その他

2 報告は、事故報告書により行う。ただし、途中経過の報告については、これによらないことができる。

（報告対象者）

第5条 報告する事故は、事故対象者である介護サービス等利用者が、市の被保険者である

場合及び事業所の所在地が市内にある場合とする。

(報告の手順)

第6条 事故の報告は、概ね次の手順によるものとする。

(1) 第一報

事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族及び居宅介護支援事業者に連絡するとともに、第4条第1項第1号から第4号までの内容について、事故報告書を市に提出するものとする。ただし、緊急性の高いものと判断したときは、電話等により仮報告を行い、その後事故報告書を提出するものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が済み次第、第4条第1項第5号の内容を含む最終報告を事故報告書により市に遅滞なく提出するものとする。ただし、事故処理が長期化する場合は、適宜途中経過を文書又は電話にて報告しなければならない。

なお、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報とすることができる。この場合においては、第4条第1項第5号の内容についても、第一報の事故報告書に記載するものとする。

(事故対応)

第7条 事故への対応は、次のとおりとする。

(1) 市は、事故の報告を受けた場合は、当該事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。

(2) 対応する事故は、事故当事者が市の被保険者の場合とするものを原則とするが、必要に応じて他の区市町村の被保険者に係る事故についても、当該区市町村と連携し対応するものとする。

(3) 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。

(その他)

第8条 市は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものを除く。）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものを除く。）において発生した事故についても、本要領に準じて、報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月15日から施行する。